

意見検討結果一覧表

（案名： 岩手県中小企業振興基本計画の素案について ）

| 番号 | 意見 | 類似意見 件数（件） | 検討結果（県の考え方） | 決定への 反映状況 |
|----|--|---------------|--|--------------|
| 1 | 現状を踏まえた認識において、東日本大震災からの復興についても触れるべきである。 | 1 | 東日本大震災津波による被害の状況については基本計画素案第2章「本県中小企業・小規模企業者の現状」に記載しており、第3章1「目指す姿」の「現状を踏まえた認識」には、それらを踏まえた、全体的な本県の中小企業振興に対する認識を記載しているものです。 なお、岩手県東日本大震災津波復興計画において、東日本大震災津波からの復興に向けた課題や計画推進上の基本的な考え方を記載しています。 | D （参考） |
| 2 | 主な施策の概要に記載されている内容が、県民計画アクションプランと同じになっているが、もっと詳しい内容を記載すべきである。 | 1 | いわて県民計画第3期アクションプランと岩手県中小企業振興基本計画は、策定に向けてこれまで同時並行的に検討を進めてきたものです。岩手県中小企業振興基本計画の施策は、「本県中小企業の現状分析」や「現状を踏まえた認識」を踏まえて検討してきたものであり、内容についてはいわて県民計画第3期アクションプランの策定にも反映しています。 なお、岩手県中小企業振興基本計画の施策については、パブリック・コメントや中小企業振興基本計画検討委員会等での御意見を踏まえ、いわて県民計画第3期アクションプランと同様の内容に加えて、一部に記載を追加します。 | B （一部反映） |
| 3 | 技術を主体とするIT業において単金（単位時間当たりの金額）を安く見られることは、技術者の誇りを失っていくことにつながる。地方が活性化していく上では、自信を持って他県と渡り合えるような企業づくり、地域連携とともに、行政からの支援が必要である。 | 1 | 本県中小企業の企業価値を高めるため、岩手県中小企業振興基本計画に掲げている様々な支援策を実施し、目指す姿に掲げた「企業の魅力向上」、「働きやすい環境」、「利用の促進」の取組が好循環を生み出すことにより、持続可能で活力ある地域経済の振興を図っていきます。 | C （趣旨同一） |

| 番号 | 意見 | 類似意見 件数 (件) | 検討結果 (県の考え方) | 決定への 反映状況 |
|----|--|----------------|---|--------------|
| 4 | 持続可能な社会をつくる上では、地産地消ができる地域が必要で、生産者とともに小売店も地元企業が行えるようにして欲しい。 | 1 | 第3章2(2)「〇商業・サービス業における経営力向上の取組」において、経営力の向上や魅力ある店舗づくりに取り組む事業者に対する支援について記載しています。 | C (趣旨同一) |
| 5 | 岩手県の重要課題である、震災復興について念頭において、重点項目として位置付け、主な施策の概要をきちんと記載すべきである。 | 1 | 岩手県中小企業振興基本計画は中小企業振興条例に基づき策定を行う計画であるため、条例第7条から第11条に定める施策ごとに、基本計画素案の「推進する施策」を記載しています。 東日本大震災津波からの復興については、第3章2(5)「その他中小企業者の自主的な努力を促進するために必要な環境整備」に整理することとし、被害事業者が抱える課題に対応する主な取組として、「〇被災事業者の再建支援」等を記載しているところです。第3章2(4)に記載していた「〇市町村と連携した沿岸部の新たな商店街の構築」を同(5)に整理します。 | B (一部反映) |
| 6 | 若者起業や女性起業がしやすい環境を創るとともに、雇用においても支援することで「魅力ある多様な就業の機会創出」につながる。 | 1 | 第3章2(7)「〇創業の支援」において、若者や女性などに対する創業支援や創業後までの密着した支援について記載しています。 また、同(9)「〇企業における雇用・労働環境整備の促進」において、雇用環境の整備に対する支援を記載しており、これらの施策を推進することにより、魅力ある多様な就業の機会の創出を促進していきます。 | C (趣旨同一) |
| 7 | 利用の促進の項目を見ると外需促進の面が強いが、そのようなことでは持続可能とは言えない地域づくりになってしまうことから、「持続可能で活力ある地域経済の振興」を基本とし、地域住民と企業で地方が活性化する基本計画が必要である。 | 1 | 岩手県中小企業振興基本計画の目指す姿として掲げた「利用の促進」は、県外の消費者だけではなく、県民の利用促進を想定しているものです。 県産品に対する県民の理解と活用を促す「県産品愛用運動」などの取組により、地域経済の振興を図っていきます。 | C (趣旨同一) |

| 番号 | 意見 | 類似意見 件数 (件) | 検討結果 (県の考え方) | 決定への 反映状況 |
|----|--|----------------|--|--------------|
| 8 | 現在、最大の課題となっているのは労働力の確保であり、保育所や老人介護施設の整備、高齢者や障がい者の雇用も含め、総合的な労働力の確保が必要ではないか。 | 1 | 第3章2(9)「○企業における雇用・労働環境整備の促進」に、雇用機会の拡大、雇用の維持、長時間労働の抑制等の「働き方改革」や、性別に関わらない育児休業の取得の促進、賃金などの労働条件の改善等について記載しているところであり、このような取組を含め、企業の労働力確保への支援に努めていきます。 | C (趣旨同一) |
| 9 | 指標について、県民計画アクションプランからの丸写しでなく、独自の指標を設定すべきである。 | 1 | いわて県民計画第3期アクションプランと岩手県中小企業振興基本計画は、策定に向けてこれまで同時並行的に検討を進めてきたものです。施策の内容を踏まえ、いわて県民計画第3期アクションプランと同様の施策については、同じ指標を採用しているものです。 | D (参考) |
| 10 | 施策ごとに指標が記載されているが、努力目標を入れて県民に約束するような目標値を示すのがいいのではないか。 | 1 | 岩手県中小企業振興基本計画には、定性的な目標として「目指す姿」を記載していますが、目指す姿の達成度をはかるため、一人当たりの県内総生産等の指標を設定したところであり、これが目標値となるものと考えています。 | A (全部反映) |
| 11 | 第3章2(2)「○新たな事業活動等の経営革新の取組に対する支援」の指標について、経営革新計画の承認件数年間25件程度を目標としているが、目標として低いのではないか。 | 1 | 当該指標については、平成24～26年度までの直近3年間の平均承認件数(24.3件)を基に、今後の目標値を設定しています。各支援機関とも連携しながら、目標値を上回る達成状況となるよう努めていきます。 | D (参考) |
| 12 | 小規模企業者や商店街数が減少していることから、関係団体(中小企業団体、商工会議所、商工会、商店街振興組合など)を、県として支援していくことを掲げるべきである。 | 1 | 岩手県中小企業振興基本計画の目標達成に向けた各種施策の展開については、関係団体を含む産業支援機関の果たす役割が重要であることから、各産業支援機関との連携の強化を図りながら、計画の着実な推進を図っていきます。 | C (趣旨同一) |
| 13 | 基本計画の策定後も、中小企業経営者、中小企業関係団体及び県民の意見を反映できるよう、「円卓会議」または「振興会議」の定期開催をする内容を盛り込んでほしい。 | 11 | 第4章「4 施策の実施状況の公表と計画の見直し」に、中小企業振興施策に関して外部委員からの御意見をいただく組織を設けることについて記載します。 | A (全部反映) |

| 番号 | 意見 | 類似意見 件数 (件) | 検討結果 (県の考え方) | 決定への 反映状況 |
|----|--|----------------|--|--------------|
| 14 | 基本計画の策定後も、一定期間を経てその成果を確認し、必要があれば見直しをすることを内容に入れてほしい。 | 8 | 岩手県中小企業振興基本計画の実施状況の公表に当たっては、中小企業・小規模企業者の皆さんから御意見をお寄せいただく窓口を明示するとともに、中小企業振興施策に関して外部委員の御意見をいただく組織を設け、いただいた御意見や経済・社会情勢の変化を踏まえ、柔軟に計画の見直しを行うこととしています。 | C (趣旨同一) |
| 15 | 中小企業の経営課題は商工労働観光部に関わる内容にとどまらず、地域政策に関する課題や環境エネルギー分野に関する課題など多岐にわたっており、より実効性のある計画にするため、部課を横断的につなぐ部署・役割 (担当者) を置いて欲しい。 | 9 | 岩手県中小企業振興基本計画の実施状況の公表に当たっては、中小企業・小規模企業者の皆さんから御意見をお寄せいただく窓口を明示することとしており、基本計画策定担当課である商工労働観光部経営支援課において、お寄せいただいた御意見を担当部署につなぎ、部局横断的な計画推進を図っていきます。 | C (趣旨同一) |
| 16 | 県内各市町村での中小企業振興 (基本) 条例の制定についても推進していくことを盛り込んで欲しい。 | 11 | 県内市町村における中小企業振興条例の制定については、県が市町村を指導する立場にはありませんが、県内市町村から条例制定の経緯等の照会があった場合には、積極的に情報を提供していきます。 | D (参考) |
| 17 | 小規模事業者は事務処理の能力が低く、煩雑な補助金等の手続は難しいことから、そのような点を考慮した施策を行っていただきたい。 | 1 | 第4章4「積極的な情報発信と手続に係る負担軽減等」において、中小企業、特に小規模企業者の負担の軽減やサポート体制の充実について記載しています。 | C (趣旨同一) |

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

| 区 分 | 内 容 |
|---------|-------------------------------|
| A（全部反映） | 意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| B（一部反映） | 意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの |
| C（趣旨同一） | 意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの |
| D（参考） | 計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの |
| E（対応困難） | A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの |
| F（その他） | その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等） |

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。